

議案第 2 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月13日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

総合教育センターにおいて、令和2年度から幼保連携型認定こども園及び保育所の保育教諭等に対する研修等を実施するとともに、各学習指導要領の公示及び施行に伴い、教科研修班及び教育経営研修班の所掌事務を整理し、また、総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの各班の所掌事務を定める条文の形式を整理等することから、規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設、設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

第2条に次の6項を加える。

3 教科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。次号において同じ。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る教職員の研修に関すること。
- (2) 各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る調査研究及びその成果に関すること。
- (3) へき地教育に関すること。
- (4) 教育図書、教育資料及び教科用図書の収集、整理及び提供に関すること。
- (5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。

4 教育経営研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育経営に係る教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教育経営に係る調査研究及びその成果に関すること。
- (3) 特別活動、進路指導、教育相談及び経営等に関すること。
- (4) 初任者研修、教職経験者研修及び教務主任研修に関すること。
- (5) 幼児教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。
- (6) 健康教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。
- (7) 教育相談（特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 「沖縄県適応指導教室」に関すること。
- (9) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。

5 理科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理科、家庭及び技術・家庭の教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 理科、家庭及び技術・家庭教育に関する調査研究及びその成果に関すること。
- (3) 理科、家庭及び技術・家庭教育に関する資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
- (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。
- (5) その他理科、家庭及び技術・家庭教育の振興を図るために必要な事業に関すること。

6 特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特別支援教育に係る専門的、技術的事項の調査研究及びその成果に関すること。
- (2) 特別支援教育に係る教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 特別支援教育に係る教育相談、就学、助言及び援助に関すること。
- (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。
- (5) 特別支援教育に係る資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
- (6) その他特別支援教育の振興を図るために必要な事業に関すること。

7 産業教育班（産業技術教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 産業教育に係る生徒の先端技術等の実習に関すること。
- (2) 産業教育に係る教育関係職員の先端技術等の研修に関すること。
- (3) 産業教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及びその成果に関すること。
- (4) 産業教育に関する資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
- (5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。

(6) その他産業教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

8 IT教育班（IT教育センター）の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) IT教育（情報通信技術を活用することができるようにするための教育をいう。以下同じ。）及び情報通信技術を活用した国際交流に係る教育関係職員の研修に関する事。

(2) IT教育及び情報通信技術を活用した国際交流に係る児童・生徒の実習に関する事。

(3) IT教育に関する専門的・技術的事項の調査研究に関する事。

(4) 教育用コンテンツの作成、収集、保存及び提供に関する事。

(5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関する事。

(6) 沖縄県教育情報ネットワークの運用支援に関する事。

(7) その他IT教育の振興を図るために必要な事業に関する事。

第3条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 予算、決算その他会計事務に関する事。

(2) 公印の管守に関する事。

(3) 施設設備の管理に関する事。

(4) 職員の服務及び福利厚生に関する事。

(5) 図書館協議会に関する事。

(6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。

第3条に次の2項を加える。

3 資料班の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集に関する事。

(2) 図書館資料の分類、配列、保全及び目録の整備に関する事。

(3) 図書館資料の統計に関する事。

4 奉仕班の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関する事。

(2) 読書相談並びに参考資料の紹介及び提供に関する事。

(3) 図書館利用の統計に関する事。

第4条第2項を次のように改める。

2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 予算、決算その他会計事務に関する事。

(2) 公印の管守に関する事。

(3) 施設設備の管理に関する事。

(4) 職員の服務及び福利厚生に関する事。

(5) 発掘調査に要する会計年度任用職員の任用に関する事。

(6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。

第4条に次の1項を加える。

3 調査班の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 埋蔵文化財の調査研究に関する事。

(2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関する事。

(3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関する事。

(4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関する事。

(5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関する事。

(6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関する事。

(7) 史跡整備に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 総合教育センターにおいて、令和2年度から幼保連携型認定こども園及び保育所の保育教諭等に対する研修等を実施するとともに、各学習指導要領の公示及び施行に伴い、教科研修班及び教育経営研修班の所掌事務を整理する。
- (2) また、総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの各班の所掌事務を定める条文の形式を整理等するため、規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 総合教育センター教科研修班及び教育経営研修班の所掌事務を整理する。(第2条関係)
- (2) 総合教育センター、図書館及び埋蔵文化財センターの各班の所掌事務を定める条文の形式を整理等する。(第2条から第4条まで関係)
- (3) この規則は、令和2年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条

5 関係各課との調整状況

総合教育センターと調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

| 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）新旧対照表 | |
|--|--|
| 改正案 | 現行 |
| <p>第1条（略） （総合教育センター）</p> <p>第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の班を置く。 （略）</p> <p>2 総務班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>3 教科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）次号において同じ。）特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る教職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間及び特別活動に係る調査研究及びその成果に関すること。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) 学校及び教育研究団体に対する助言及び援助に関すること。</p> <p>4 教育経営研修班の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特別活動、進路指導、教育相談及び経営等に関すること。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 幼児教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) 教育相談（特別支援教育班（特別支援教育センター）の所掌に属するものを除く。）</p> | <p>第1条（略） （総合教育センター）</p> <p>第2条 沖縄県立総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）に、次の班を置く。 （略）</p> <p>2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務班 (1)～(5)（略） 教科研修班 (1) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育 _____に係る教職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 各教科（理科、家庭及び技術・家庭を除く。）の教育 _____に係る調査研究及びその成果に関すること。</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(5) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに援助に関すること。 教育経営研修班 (1)・(2)（略）</p> <p>(3) 特別活動、進路指導、道徳、教育相談及び経営等に関すること。 (4)（略）</p> <p>(5) 幼稚園教育に係る教育関係職員の研修及び調査研究並びにその成果に関すること。 (6)（略）</p> <p>(7) 教育相談（障害のある幼児、児童及び生徒に係るもの）</p> |

| | |
|--|---|
| <p>く。)に関すること。 (8)・(9) (略) 5 <u>理科研修班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び <u>援助</u>に関すること。 (5) (略) 6 <u>特別支援教育班 (特別支援教育センター) の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) (略) (3) 特別支援教育に係る教育相談、就学、助言及び援助 _____に関すること。 (4) 学校及び教育研究団体に対する助言及び <u>援助</u>に関すること。 (5)・(6) (略) 7 <u>産業教育班 (産業技術教育センター) の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(6) (略) 8 <u>I T教育班 (I T教育センター) の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(5) (略) (6) <u>沖縄県教育情報ネットワーク</u> の運用支援に関すること。 (7) (略) (図書館) 第3条 <u>沖縄県立図書館 (以下「図書館」という。)</u> に、次の班を置く。 (略) 2 <u>総務班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(6) (略) 3 <u>資料班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) 4 <u>奉仕班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略)</p> | <p>除く。)に関すること。 (8)・(9) (略) <u>理科研修班</u> (1)～(3) (略) (4) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに<u>援助</u>に関すること。 (5) (略) <u>特別支援教育班 (特別支援教育センター)</u> (1)・(2) (略) (3) 障害のある幼児、児童及び生徒に係る教育相談、検査、就学及び訓練並びに 指導に関すること。 (4) 学校及び教育研究団体に対する助言並びに<u>援助</u>に関すること。 (5)・(6) (略) <u>産業教育班 (産業技術教育センター)</u> (1)～(6) (略) <u>I T教育班 (I T教育センター)</u> (1)～(5) (略) (6) <u>沖縄県総合教育情報ネットワーク</u>の運用支援に関すること。 (7) (略) (図書館) 第3条 <u>沖縄県立図書館 (以下「図書館」という。)</u> に、次の班を置く。 (略) 2 <u>図書館の所掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>総務班</u> (1)～(6) (略) <u>資料班</u> (1)～(3) (略) <u>奉仕班</u> (1)～(3) (略)</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(埋蔵文化財センター) 第4条 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。 (略) 2 <u>埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>総務班</u> (1)～(4) (略) (5) <u>発掘調査に要する囑託員、作業員の雇用に関する</u>こと。 <u>(6) (略)</u> <u>調査班</u> (1)～(7) (略) 第4条の2～第20条 (略)</p> | <p>(埋蔵文化財センター) 第4条 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。 (略) 2 <u>総務班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(4) (略) (5) <u>発掘調査に要する会計年度任用職員</u>の任用に関すること。 <u>(6) (略)</u> 3 <u>調査班の所掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(7) (略) 第4条の2～第20条 (略)</p> |
|--|--|

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。